

岐阜県教職員組合連絡会議

# 団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和2年11月13日 15:30～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 教育次長 あいさつ
3. 岐阜県教職員組合連絡会議 議長 あいさつ
4. 要望にかかる質疑
5. 団体交渉の終了（17：00）

# 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和2年11月13日）

岐阜県教育委員会

## 1 賃金・待遇改善について

要 望 事 項	回 答
(1)	教職員の職務の特殊性や生活実態をふまえ、賃金を改善してください。
<p><b>【重点】</b></p> <p>①実体経済を下支えするとともに教職員の生活が維持できるよう、物価上昇を超える給与の増額、一時金の支給月数の確保によって、実質賃金の上昇を図ること。</p> <p>②一時金の増額分は、期末手当にあてること。</p>	<p>職員の給与、勤務時間等については、民間事業所調査を踏まえて人事委員会から勧告がされます。県教育委員会といたしましては、人事委員会勧告を尊重する方針に変わりはなく、ご理解いただきたいと思ます。</p>
<p><b>【文書回答】</b></p> <p>③「同一労働、同一賃金」の原則にしたがい、臨時的任用職員と任期付採用職員に対して2級表を適用すること。</p>	<p>臨時的任用職員や任期付採用職員については、</p> <p>①採用試験による能力実証を経っていないこと、</p> <p>②主任業務等が当てられない点で教諭とは職責が異なること、</p> <p>③人事異動がないこと</p> <p>などから、教諭とは異なる給与級を適用しています。</p> <p>臨任等への2級適用については、今後も他県の状況などを注視しながら、検討してまいりたいと思ます。</p>
(2)	手当について、以下のことを要望します。 <b>【文書回答】</b>
①寒冷地手当について、生活実態にあった手当になるよう、減額や指定公署の削減をおこなわないこと。	寒冷地手当については、人事委員会勧告を受け、平成27年4月から、支給地域及び指定公署の見直しを行ったところですが、基本的には国家公務員の基準に準拠して支給していますのでご理解ください。
②寒冷地での通勤にかかる負担の軽減をはかるとともに、冬季の通勤が困難となる「峠越え」を要する遠距離通勤をなくすこと。	寒冷地やへき地等への広域に渡る人事配置は、教職員の生活の本拠地による配置充足数と各学校への教職員の配置の必要数から行われており、教育の機会均等と水準の維持向上から今後も必要な人事であると考えています。
③教職調整額を長時間勤務の実態に見合った額に増額すること。	配置については、特定の教員が何度も赴任するのではなく、一定のルールを設けてより公平に行うことを原則としています。ただし、家庭状況や本人の健康状態等への配慮は行っています。
④特殊勤務手当の増額と支給対象を拡大すること。 例 生徒の引率を伴わない作品展等の作品搬入・展示作業、	県教育委員会としても、国に対し、教員の勤務実態と大きくかけ離れた教職調整額の制度を実態に見合ったものに見直すよう増額を要望しており、引き続き動向を見守っていきたいと考えています。
	特殊勤務手当は、その勤務の特殊性を考慮して手当措置するものであることから、一定の要件のもとで支給されるものです。財政的負担を伴うものですので、慎重な検討が必要であり、国や他県の状況等を踏まえながら対応してまいります。なお、行事等の精選も併せて進めていく必要があると考えています。

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和2年11月13日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
ボランティア活動への引率、学校の部活動以外の各種大会・競技会の引率	
⑤住居手当支給の下限を引き上げないこと	県教育委員会といたしましては、人事委員会勧告を尊重する考えです。
⑥地域手当が県内一律3%となるようにすること	県教育委員会といたしましては、人事委員会勧告を尊重する方針に変わりはなく、ご理解いただきたいと思ひます。
⑦へき地手当の対象となる学校を減らさないようにすること	へき地学校の指定見直しは、「へき地教育振興法施行規則」により、おおむね6年ごとに行うものとされており、平成28年4月1日から改正しました。今後、指定の見直しを行う際は適正に検討してまいります。

### 2 労働条件の改善について

要 望 事 項	回 答
(1) 長時間勤務縮減のため、以下の要望をします。市町村教育委員会にも取組を強く促してください。	
<p><b>【重点】</b></p> <p>①小中学校において、勤務時間制度（勤務の割振り）が確実におこなわれるように、具体的なモデル例を市町村教員委員会に示すこと。</p> <p>例 登校指導、健康チェック、日直、超勤4項目にあたらぬ予定された時間外の会議 について</p>	<p>管理職が職員一人一人の勤務状況を把握し、勤務時間をマネジメントすることは、働き方改革を進めていく上で重要なことであり、そのためには、勤務の割振りを実行にいくことも大切であると認識しております。</p> <p>また、各市町村教育委員会に対して、勤務時間の割振りの特例として勤務時間のスライド制や1ヶ月単位の变形労働時間制の運用方法について周知しているところではあります。</p> <p>こうした制度の活用も促しながら、勤務時間の適切な割振りについて、市町村教育委員会を通じて、学校長へ指導をしてまいります。モデル例の提示については、学校の状況を見ながら今後検討してまいります。</p>
②「働き方改革」が全教職員に意識されるよう、業務改善・削減の優良例をすべての校種で一般教職員も共有できる工夫をすること。	<p>各地区で多忙化解消推進校を指定し、勤務状態の適正化に向けた実践を行っております。</p> <p>例年、各推進校の取組内容及びその成果を取りまとめ、報告書として、校長会や市町村教育長会での説明とともに、各学校へ配付しております。また、県教育委員会のホームページに掲載していつでも業務改善の参考資料として閲覧できるようにしております。</p> <p>今年度は、小学校における働き方改革促進プロジェクトに取り組み、プロジェクト推進校に県単非常勤講師を配置し、成果検証とその普及を図ります。また、「スクール・サポート・スタッフ」配置校における実践事例も報告書等を通じて紹介するとともに、各種研修会において啓発することとしております。</p> <p>県立学校においても、業務改善事例として校長会や教頭会などで紹介してまいります。</p>

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和2年11月13日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<p>③学校の重点目標や経営方針に教職員の働き方に関する視点も盛り込み、学校全体で取り組むように各学校に指示すること。</p>	<p>教職員の働き方の改善を踏まえつつ、児童生徒の学びを保障するために、学校訪問等の機会を利用して、効果的な指導の工夫や真に必要な取組を精選して実施すること等について、各学校や市町村教育委員会に対して提案や助言を行ってまいります。</p> <p>また、学校運営協議会や学校評議員による会議等において、教職員の働き方改革に係る意見を求めているところです。</p> <p>今後も効果的な指導を充実させていくことが、教職員の業務改善等につながることを踏まえて、その重要性を広く働きかけていきます。</p>
<p><b>【重点】</b> ④授業と45分間の休憩時間（昼休み）が重なっている小中学校に対しての改善のモデル例を市町村教員委員会に示し、改善を働きかけること。</p>	<p>全ての教職員が休憩時間を確保できるよう、「教員の空き時間を1日1コマ生み出して45分間の休憩をとる」「昼休みに休憩をとる教員校舎内外を見回る教員と交代制をとる」など学校の実態に即した休憩時間の取り方など校長会等で周知してまいります。</p> <p>なお、教員の空き時間を1日1コマ生み出していけるように、小学校においては、今年度から「小学校における働き方改革促進プロジェクト」を実施し、来年度も専科指導教員（非常勤講師を含む）を配置していく予定です。</p>
<p><b>【重点】</b> ⑤特に、小学校、特別支援学校においては全教員について空き時間を把握し、1日最低1時間の空き時間を確保すること。</p> <p><b>【重点】</b> ⑥役職のない教員の週あたり持ち時間の目安を「小・特支25、中18、高16以下」とし、目安を超えた分は学校の実情に合わせて非常勤講師等で加配措置をすること。</p>	<p>今年度より小学校においては、前述しました「小学校における働き方改革促進プロジェクト」に取り組み、専科指導教員を配置したり、プロジェクト推進校には県単非常勤講師を配置したりして、小学校5、6年の学級担任の空き時間が生み出せるように実施しております。また、プロジェクト推進校の成果を検証し、その普及を図ってまいります。</p> <p>また、特別支援学校においても、1日1時間の空き時間の確保について指導を継続してまいります。</p> <p>なお、教員の持ち時間数については、教職員の定数と各学校の授業計画により定まります。そのため、国や県に対して定数改善や非常勤講師の時間増について要求を継続するとともに各学校に対して授業計画の見直し（分割授業や少人数指導等）を依頼しているところです。</p>
<p>⑦教職員の加配について、国に要望するとともに県独自でもすすめること。</p>	<p>国に対して教職員定数の改善を実現するよう要望するとともに、県単独での教職員の加配についても予算の制約はありますが、引き続き努力しているところです。</p>
<p>⑧スクールサポートスタッフや業務支援員がどの学校にも配置されるよう方策をとること。</p>	<p>学校では通常業務に加え、教室内の換気や消毒作業等や3密を避けるための環境づくり、児童生徒の健康観察のとりまとめなど教員が担わざるを得ない状況であることは認識しております。</p> <p>そのため、来年度も教員が児童生徒の学びの保障に注力できるよう、新型コロナウイルス感染症対策業務を担当し、教職員をサポートする人材をどの学校にも配置できるように、現在予算折衝をしているところです。</p>
<p>⑨教室に入れない生徒に対応するため、各校に教育相談室に常駐できる教職員の加配をおこなうこと。</p>	<p>教育相談に関する県独自の加配は財政的に非常に難しい状況にあります。しかし、教育相談については学校全体の業務軽減しなればならない業務の一つとして考えており、国への様々な加配要望による学校の定数増をすすめているところです。</p>

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和2年11月13日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
⑩小学校の教科担任制の導入をすすめること。そのための人員を確保すること。	<p>小学校の教科担任制については、国の「小学校専科指導の充実」にもとづいて、教員の持ちコマ数の軽減を図りながら、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導体制を構築するために、平成28年度から専科指導を行う教員を配置しております。</p> <p>令和2年度については、専科指導に係る加配教員を昨年度より39名増員しました。今後も、国の定数改善の動向を注視しつつ、加配定数の継続・拡充を要望してまいります。</p>
⑪標準時間数を超えた指導計画を立てさせないように指導すること。	<p>今年度については、新型コロナウイルス感染症による臨時休校を受けて、授業時間の確保に努力することが必要となりました。ただし、「不測の事態により、標準時数を下回った場合、下回ったことのみをもって法令に反するものではないこと」「新学習指導要領の下で標準授業時数が増加することも踏まえて、各学校における教育課程の編成・実施に当たっては、働き方改革に配慮した対応を検討すること」が重要であると捉えています。</p>
<p>【重点】</p> <p>⑫児童、生徒、保護者、教職員に多大な負担となっている土曜授業を廃止するよう市町に働きかけること。</p>	<p>市町村立学校では、土曜授業は、学校において子どもたちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つです。それを実施するか否かを含め、実施する場合は実施内容や頻度等について、学校や地域の実情、児童生徒の負担等も踏まえながら市町村教育委員会等、設置者が適切に判断して行われるものと捉えています。</p>
⑬全国学力・学習状況調査をやめるよう文科省に伝えること。調査の自校採点は、各学校の負担が大きく、競争をあおることにつながることから、自校では行わないようにしていくこと。	<p>全国学力・学習状況調査の実施については、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に資するため、その効果は大きいと考えています。</p> <p>ただし、本調査における学校への負担等を鑑み、平成30年度より、自校採点結果の提供による県の独自集計は実施しないこととしています。</p> <p>各学校における自校採点については、自校の児童生徒全体の傾向を早期に把握できるだけでなく、一人一人の学力・学習状況を適切に把握し、個に応じたきめ細かな指導を実現することにつながっているところもあり、各学校における主体的な取組としています。</p>
<p>【重点】</p> <p>⑭市町村の教委や教育長訪問、および教育事務所訪問に関わる業務削減の方針を周知し、負担軽減をさらに進めること。</p> <p>例 訪問の回数を削減、用意する必要がない文書を事前に明示 訪問に合わせた特別な掲示物の禁止、事前研修・会議を行わないか最小限にすること</p>	<p>県教育委員会が実施している訪問においては、学校の教育課程の実施に支障が生じないように、訪問日程を半日としたり、学校管理訪問と市町村教育委員会訪問を同日に開催したりするなどしています。さらに、訪問に際しては、参加人数を減らしたり、案内等の看板や張り紙、教室等での特別な掲示物等が不要であることも説明したりしています。今後も教育事務所と連携し、学校の負担軽減に努めます。</p>

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和2年11月13日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<p><b>【重点】</b> ⑮小中学校における校内の主題研究(全校研究会、部研究会)は負担軽減のため、回数を減らすこと。また、研修や発表のあり方を改善するよう指導すること。</p>	<p>各学校が実施する校内の主題研究に係る県教育委員会及び教育事務所の訪問については、学校の要請に応じて実施しています。事前の指導や資料等必要最小限の準備でよいと考えています。今後も教育事務所と連携し、学校の負担軽減に努めます。</p>
<p><b>【重点】</b> ⑯教育事務所は研究授業の事前検討を個別に指導しないこと。する場合でも、勤務時間内におこなうこと。</p>	<p>学校が研究授業を行う場合の事前検討は、児童生徒への学力の定着や教員の指導力向上において重要なものですが、実施する際は、確実に勤務時間内で行えるように配慮しています。</p>
<p>⑰校内研究授業に関する会議や反省会が勤務時間を超えて行われることのないようにすること。</p>	<p>県教育委員会がかかわる会議については、確実に勤務時間内で行えるように配慮します。</p>
<p><b>【重点】</b> ⑱小中学校における岐阜市内の「研修校・実習校」を廃止すること。すぐに廃止できない場合は、当該校における教職員の過度の負担を解消するよう対策を立て、実行すること。</p>	<p>岐阜市内の教育実習校における教育実習の受入れについて見直し、教員一人が実習生一人を担当することを原則に、教育実習校が受け入れる教育実習生をこれまでの半数以下にしました。岐阜市以外の市町村において、教育実習の受け入れを拡充し、県全体で教員養成に取り組むようにしています。</p> <p>また、研修校制度の見直しについては、各学校の実態の把握・分析を行い、それを踏まえ、今日的な課題をふまえた研究内容にするとともに研究授業や研究発表会の見直しを進めているところです。</p>
<p>(2) 部活動指導について、以下のことを要望します。</p>	
<p>①「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（9月1日文科省）に関連して、学校の業務から部活動を外す方向性を支持し、以下のことを要望します。</p>	
<p>・兼職兼業で地域部活動の指導をおこなう教職員が労働強化に追い込まれることのないよう、指導時間を把握する等当該教職員の健康状態に配慮すること。</p>	<p>兼職兼業の許可は、本務の遂行に支障がない場合に限ることや本人の申し出を前提として行われるものであることについて周知してまいります。</p>
<p>・兼職兼業での休日の指導は、本人の希望にもとづくものとし、希望しない教職員に同調圧力がかからぬよう配慮すること。</p>	
<p>・平日の部活動のあり方についても、教職員の負担を軽減する改革をすすめること。</p>	<p>現在、休日の部活動の地域移行のありかたについて検討しています。平日については、国の動向を踏まえながら検討していきます。</p>

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和2年11月13日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
・「中学校部活動指針」「高等学校部活動ガイドライン」で示された「適切な活動基準」が、地域部活動・保護者クラブにも適用されるよう働きかけること。	令和5年度からの休日部活動の段階的な地域移行に向けて、各団体等と連携していきます。
②単独で適切な指導や引率を行える部活動指導員をすべての部活動に配置すること。	<p>中学校 中学校においては、平成30年度から配置しており、今年度も継続しています。 配置している各学校での指導効果等については、教育事務所や市町村へ情報提供しており、昨年度から3名増えました。</p> <p>県立学校 今年度は県立学校全ての学校に対して「部活動指導員」を配置できる予算措置をしました。現在はその効果を踏まえて、次年度以降の展開を検討しているところです。</p>
③平日の朝練習は禁止すること。放課後の練習に時間制限を設けること。	<p>始業前の活動は、実施する必要性を考慮することが大切です。 放課後の練習時間については、中学校部活動指針では、活動時間を示していることや、生徒の下校時の安全配慮ができるよう、日没時刻を考慮して学校が設定するよう求めています。</p>
④生徒については任意加入制、顧問については希望制を徹底すること。	<p>学習指導要領では、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることが明記されており、加入を強制しないよう指導しております。また、「岐阜県中学校部活動指針」においても部活動への参加を強いることないよう留意することとしているため、今後も、引続き指導してまいります。</p> <p>顧問の配置については、先生方が希望の部顧問になれることが理想です。しかし、各校の実情があるため難しいこともあります。県では、市町村に対し教員に代わり部顧問ができる部活動指導員の配置を推進しています。</p>
⑤大会・コンクール等は協会との共催・統一をはかり、参加の上限を設けること。	<p>各競技団体を所管する部署や団体等と連携していきます。</p> <p>文化系部活動に係る学校職員の働き方については、運動系部活動に準じて行っているところです。今後も、部活動顧問である学校職員が、過度に従事時間が拘束されることのないよう注視してまいります。</p>
(3)	労働安全衛生体制と教職員の病休・休職について、以下の要望をします。市町村教育委員会に協力を強く要請してください。
①パワハラ防止法が2020年6月に施行されたことにもなう施策をおこなうとともに、各種ハラスメント防止のために管理職	<p>本年6月の改正労働施策総合推進法の施行に合わせて、県教育委員会の「ハラスメント防止指針」や「懲戒処分の指針」を改正し、県立学校長等に対して、改めてハラスメントの防止について指導を行ったところです。</p> <p>また、市町村教育委員会に対しても、法施行に伴い必要となる相談体制の整備を働きかけるとともに、相談員向け研修を実施</p>



## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和2年11月13日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
研修を徹底すること。	したところで。 このほか、新任管理職を対象とした研修や、11月に県立学校において、ハラスメントの具体例を記した資料を用いた職場研修や啓発を行い、ハラスメント防止の徹底を図っているところで。
②小中学校でハラスメントに関する調査等がおこなわれているかを市町村教委を通して把握し、おこなわれていない場合は調査シートを示すなどして実施を依頼すること。	小中学校においても、ハラスメントの疑いのある事案を早期に把握できるよう、防止措置を講ずる義務を負っている市町村教育委員会に対し、引き続き県の調査シートを提供するなどして、取組を促してまいります。
③小中学校における管理職が関係するハラスメント案件について、教育関係者でない公正中立な立場で対応できる部署を設置すること。	小中学校におけるハラスメントに関しては、防止措置を講ずる義務を負っている市町村教育委員会において、適切に対応できる体制を整えていただく必要があるものと考えております。 県教育委員会においても、引き続き専用相談窓口や弁護士による外部相談窓口において、小中学校教職員からの相談に応じてまいります。
④調査の結果や申し出等でハラスメント事案を恒常的に把握し、把握した際は当事者に十分な配慮をし、管理職の処分も含めて適切に対処すること。	県教育委員会では、県立学校の教職員を対象に「エントリーシート」を用いたハラスメント調査を年3回実施しているほか、専用相談窓口や弁護士による外部相談窓口を設けて、ハラスメント事案の早期把握に努めているところで。 また、相談があった事案については、県教育委員会等で調査を行い、必要に応じて関係者の処分を行うなど、適切に対処しているところで。
⑤職場の労働安全衛生体制を整え、メンタルヘルスケアの充実を一層はかるために、小中学校での学校安全衛生委員会の設置状況を把握し、設置を強く促すこと。	小中学校については、設置主体である市町村が主体となって実施すべきと考えますが、教育事務所を通じて、県の実施状況等の情報提供をするなど、衛生委員会の設置と体制整備を促してまいります。

### 3 教育条件整備について

要 望 事 項	回 答
(1) 教職員の負担を軽減し、子ども達一人一人としっかりと向き合うことができるように、「20人以下学級」を目標に、少なくとも35人を超える学級を大至急なくすため、以下の要望をします。	
①義務・高校標準法を改正し、基礎定数として教職員を増やすよう、国に要望するこ	今年度も「教職員の定数改善」を要望しており、11月にも要望提出する予定であります。県独自の定数要求については、非常に困難な状況にありますが、業務アシスタントや部活動指導員など様々な事業も含め引き続き検討をすすめてまいります。

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和2年11月13日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
と。  ②県独自に教職員の基礎定数を増やすこと。	
③学級編制基準を岐阜県として改善し、標準法を超えての教職員の配置を県単独で措置すること。	小中学校（義務教育学校を含む）においては「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づいて、学級編制を行っております。（ただし、小学校第2，3学年と中学校第1学年は国加配を活用して35人としております。） また、高等学校については「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づいて定数配置をしており、県単独予算での加配は困難な状況にあります。
④当面小学校4年生、中学校2年生での35人以下学級を早急に実現すること。	国の少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に関する検討状況を注視しつつ、少人数学級を含めた本県の少人数教育の在り方について検討をしております。
【文書回答】 ⑤高等学校での「30人学級での募集」について、来年度以降も継続・拡充すること。	H31年4月に発表した「岐阜県立高等学校の活性化に関する検討まとめ」において、40人未満の入学定員の設定については、「4学級以下の学校や1学科1学級となっている専門学科の定員を減ずる場合の手段のひとつとして慎重に検討する」としており、教職員定数確保の観点、及び学校や地域の特性を踏まえ、引き続き検討をしております。